

中野区監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、令和3年度定期(財務)監査、定期(工事)及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、区長及び教育委員会から通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年10月5日

中野区監査委員	高橋	信一
同	武藤	英一
同	高橋	ちあき
同	白井	ひでふみ

4中総防第1089号
令和4年9月22日

中野区監査委員 様

中野区長 酒井直人

各種監査結果の報告に係る措置状況について

このことについて、令和3年度に実施された下記の監査の結果に関する報告を受け、当該監査結果に基づき、指摘された事項について措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

記

1 監査の結果に関する報告

(1) 令和3年度定期(財務)監査

(令和4年1月26日付、3中監第965号)

(2) 令和3年度定期(工事)監査

(令和4年2月16日付、3中監第1040号)

(3) 令和3年度財政援助団体等監査

(令和4年2月16日付、3中監第1039号)

(4) 令和3年度行政監査

(令和4年3月23日付、3中監第1122号)

2 指摘された事項についての措置状況

別紙「令和3年度監査指摘事項に対する措置状況」のとおり。

4中教教第1203号
令和4年9月30日

中野区監査委員 様

中野区教育委員会

定期財務監査指摘事項に対する措置状況について

令和4年6月22日付、4中監第394号により照会のありました中野区教育委員会としての定期財務監査指摘事項に対する措置状況について、別添のとおり報告いたします。

令和3年度監査指摘事項一覧

監査名	指摘事項	所管組織
定期 (財務)	1 業務が未履行にもかかわらず検査を合格とし支払を行っていたもの	総務部 防災危機管理課
	2 単価契約において変更契約前に支払限度額を超える業務を履行させていたもの	子ども教育部 育成活動推進課
	3 研修の未受講に伴い不必要な支出を行っていたもの	地域支えあい推進部 地域活動推進課
	4 不適正な予算の執行を行っていたもの	都市基盤部 交通政策課
	5 確認不足により本来必要でない経費を支払っていたもの	教育委員会事務局 子ども・教育政策課
	6 心の教室相談員及び学校スタッフの謝礼が最低賃金を下回っていたもの	教育委員会事務局 指導室
定期 (工事)	1 死亡事故が発生していたにもかかわらず、工事成績評価が不適正だったもの	都市基盤部 公園緑地課
	2 工事成績評価に関する事務処理が不適正だったもの	都市基盤部 公園緑地課
財政援助 団体等	1 誤った決算報告により補助金額を確定していたもの	健康福祉部 福祉推進課
行政	なし	

令和3年度監査指摘事項に対する措置状況

定期(財務)監査指摘事項1

所管組織	総務部 防災危機管理課	団体名
指摘の内容	<p>業務が未履行にもかかわらず検査を合格とし支払を行っていたもの</p> <p>区は、避難所の変更を周知するため、チラシの各戸配付を委託する契約を事業者と締結していた。この契約に基づき、事業者から 26,700 部配付した完了届が提出され、検査合格とし支払を行っていた。</p> <p>しかし、事業者からの報告によりチラシが配付されていないことが判明したことから、区は契約を解除し、契約金額の返還及び契約解除に基づく違約金の支払を受けた。</p> <p>業務が履行されていないにもかかわらず、検査を合格とし、支払を行ったことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>支払書類の提出が遅いため、複数回にわたり支払書類の提出を催促した際に、配布について確認(配布エリア内に居住する職員が周知用のチラシを受け取った認識がないことから、一部配布漏れの可能性があると思われたため)をしたが、配布したとの回答であった。その後、支払書類の提出があったものの、完了届に記載された各エリアの各戸配布数が百枚単位で端数が無く不自然であることから、再度、配布について確認をしたが、その際も配布したとの回答であったため、これまでの同様の業務実績等を鑑み、支払いに至ったものである。</p> <p>なお、事務処理については、シルバー人材センターからの書類の提出や報告に基づき、検査や支払いを適切に行ったと認識していたが、後に、報告された内容や書類が虚偽であったことが発覚し、結果的に適正ではない処理となってしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>本件以降のシルバー人材センターとの配布委託の契約にあたっては、相手方より事前に配布日等が記載された配布計画書を区へ提出させるとともに、配布計画書に基づく各エリアへの配布を終えるごとに、メール等にて配布を完了した旨報告させ、チラシ配布の進捗管理及び未配布の防止に努めている。また、抽出検査の一環として、チラシの配布状況について、各町会長(防災会長)へ確認を実施した。</p> <p>今後も上記の再発防止策を行い、チラシの未配布の防止に努めていく。</p>	

定期(財務)監査指摘事項2

所管組織	子ども教育部 育成活動推進課	団体名
指摘の内容	<p>単価契約において変更契約前に支払限度額を超える業務を履行させていたもの</p> <p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までを契約期間とするキッズ・プラザみなみの運營業務委託では、総価契約部分と単価契約部分に分けて経費が定められ、単価契約部分では、特別な支援が必要な児童に対する専任の補助指導員の配置を年間延べ人数36名として支払限度額を定め、契約を締結していた。</p> <p>補助指導員の配置実績は、4月から8月は月2、3名の配置であったが、9月から11月は毎月7名の配置が行われ、12月分の支払時点で支払限度額を超えるに至った。しかしながら、3月10日付けで委託金額を増額する変更契約を行うまで、支払限度額を超える業務を行わせていた。</p> <p>変更契約前に支払限度額を超える業務を履行させていたこと、更に昨年度の定期(財務)監査において同様な事例について注意を促したにもかかわらず2年連続して誤りを繰り返していることは、極めて不適正である。</p>	
原因理由	<p>令和2年度は9月にキッズ・プラザみなみの開設し、みなみの学童クラブの定員増と新山学童クラブとの再編により、年度当初の契約内容から大幅な変更となったことが原因である。</p> <p>年度途中で再編により、特別な支援が必要な児童の数が増えたことに伴い、変更契約が必要となったが、新任の担当者が気付かず事務処理を進めた。しかし、審査担当、決定権者もその事に気付かず決裁してしまっていたことは大きな問題と捉えている。</p> <p>令和元年度は、学童クラブ待機児童数に応じて金額が変動する契約になっており、待機児童数が当初見込みより多かったため、年度当初の支払限度額を超えることとなった。</p> <p>いずれも、事業の実績報告を十分に確認した上で、事務処理、審査、決裁が行われるべきところ、確認が不十分であった。</p>	
講じた措置の内容	<p>単価契約部分についても毎月の支給内訳表を作成し、支払い実績の確認を徹底した。補助指導員の配置数が支払い限度額を超える見込みとなった際は、業務履行前に速やかに変更契約を行うことを係内で共有、徹底した。</p> <p>各事業において、年度途中で状況が変動する可能性があるものについて、係内で状況の共有を行うこととする。</p>	

定期(財務)監査指摘事項3

所管組織	地域支えあい推進部 地域活動推進課	団体名
指摘の内容	<p>研修の未受講に伴い不必要な支出を行っていたもの</p> <p>地域支えあい推進部内の研修においては、管理職4人分のオンライン講座の受講料を前金払していた。講座は、講演当日に視聴する方法又は講演を録画したものを視聴する方法で受講することになっており、録画したものは、WEB上で14日間いつでも視聴可能であった。</p> <p>受講の期間が2週間もあった講座にもかかわらず、1人の管理職が業務多忙を理由に受講していなかった。また、前金払した受講料は返金されなかった。</p> <p>未受講だったことで、結果として不必要な経費を公金から支出したことは、不適正である。</p>	
原因理由	<p>当該管理職を含む研修受講生(管理職4名)の選定にあたっては、慎重な部内調整を経て決定し、研修受講生への事前周知も確実に行われていた。</p> <p>しかし、当該管理職については、令和2年2月以降、急遽、議会对応及び区民対応等が必要な状況となり、本研修受講期間と業務多忙時期が重なったことからスケジュール調整が困難となり、未受講となったものである。</p> <p>受講料の前払い及び受講しなかった場合は返金されないことについては、ともに当該講座の開催規約に基づくものである。</p>	
講じた措置の内容	<p>財務に関する事務の執行は、法令に則って適正に執行されなければならない、事務処理をするに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果があるようになされているかという経済性や効率性の観点、投下された経費が有効に使われているかといった有効性の観点にも留意しなければならない。</p> <p>本件について部内で広く共有することにより、財務会計の基本や適正な公金の支出について改めて確認する機会としていく。</p> <p>研修受講については、貴重な受講機会を逸することのないよう、メール送信、スケジュール調整発信、受講進捗状況の定期的な聞き取り、受講後の報告書提出促進、部経営会議等での情報提供などにより、受講者本人に対する受講確認の徹底と研修成果の部内共有をこれまで以上に徹底するよう、部長が指導していく。</p> <p>今後も、職員の着実な研修受講と成果の共有に努めつつ、WEB研修の利便性の高さを十分に活かした研修企画に努めていく。</p>	

定期(財務)監査指摘事項4

所管組織	都市基盤部 交通政策課	団体名
指摘の内容	<p>不適正な予算の執行を行っていたもの</p> <p>中野区自動車駐車場の駐車券発行機、全自動精算機等の管制設備については、年2回の点検を行う保守契約を締結していた。点検は10月と3月に実施する仕様で、2回目の点検を3月4日に行っていた。</p> <p>しかし、中野区自動車駐車場は、区役所新庁舎の建設のため令和3年4月1日に閉鎖することが明らかになっていた。閉鎖間近の3月に保守点検を行ったことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>令和3年4月1日に閉鎖であることを勧告し、点検の時期や回数を設定する、契約変更し点検の時期を変えるなど実施すべきであった。</p> <p>今回の不備に至った原因は、本保守点検は毎年度行っていたものであり、状況をよく考えずに例年どおり契約するなど、経常業務に対するチェック体制の不備にある。</p>	
講じた措置の内容	<p>状況に応じて適切に施設の維持管理を行うため、ミーティングによる情報共有とチェックを徹底した。(平日毎日朝係ミーティング)</p> <p>機械的に業務を行うことなく、平日毎日朝係ミーティングによる情報共有とチェックの徹底を継続する。</p> <p>団町西地区の再開発に伴い、令和4年8月1日に、中野西自転車駐車場(中野区中野4-14)を近隣箇所に移設する予定となったので、昇降機については、令和4年度保守点検を取りやめる予定である。</p>	

定期(財務)監査指摘事項5

所管組織	教育員会事務局 子ども・教育政策課	団体名
指摘の内容	<p>確認不足により本来必要でない経費を支払っていたもの</p> <p>区は、統合新校である明和中学校の校章デザインの決定に際し、校章にあるラインは通学区域の地域の数を現すものとし、4本として事務作業を進めていたところ、区民からの指摘により、通学区域は5地域で、ラインは5本が正しいことが判明した。そのため、校章デザインの修正を委託し、改めた標準服用のエンブレム及びボタンを再購入していた。</p> <p>校章デザインの決定に際し、統合新校の通学区域について十分な確認をしていれば未然に防げたものであり、支出の必要のない経費である。また、区民の指摘により判明したことは、区の信頼を損ないかねないものであり、このような事態を招いたことは、極めて不適正である。</p>	
原因・理由	<p>統合委員会において「校名の説明」及び「校章及びその説明」の検討過程において、記憶していた主な4地域が正しいと誤った認識のまま事務を進めてしまい、関係者全員が根拠資料(再編計画や通学区域)と照らし合わせての確認を行っていなかった。</p> <p>校名については統合委員会で候補を選定し、校名の説明(由来)については事務局である子ども・教育政策課が案を作成した。統合校である第四中学校は平成31年度に通学区域を変更し、統合新校の通学区域は4地域から5地域に変更となったが、学区域の変更に関わっていた職員と校名・校章に関わっていた職員との間で十分に情報共有がされていなかった。また、校名の由来案を作成した担当者が学区域を従来通り4地域と思い込んだまま最新の学区域の確認を怠ってしまい、説明文中に4地域と誤って記載してしまった。その後、上司や他職員も誤りに気づかず、関係者や委員への確認においても誤りについて指摘されることがなかったため、校章の検討においても4地域という認識のまま、4本ラインの校章デザインに決定し、事務作業を進めてしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>関係者全員で、どんな場合も根拠資料にあたり十分に確認し、適正に処理することを確認した。</p> <p>中野区立小中学校再編計画(第2次)では、令和6年度の鷺宮小学校・西中野小学校統合に向けた統合委員会において、現在、校名、校章など統合新校の協議を行っている。協議にあたり作成資料や説明原稿など学校再編に関して、学校再編計画を始めとした根拠資料を事前に係内の複数の目で確認し、所属長に対しても、根拠資料を示し再度確認を行っている。</p>	

定期(財務)監査指摘事項6

所管組織	教育委員会事務局 指導室	団体名
指摘の内容	<p>心の教室相談員及び学校スタッフの謝礼が最低賃金を下回っていたもの</p> <p>区立小中学校に配置している心の教室相談員の謝礼及び教員養成課程を持つ大学の学生を活用した学校スタッフの謝礼は、いずれも1時間当たり1,000円となっていた。</p> <p>一方、東京都における最低賃金は、令和元年10月以降、1,013円となっていた。最低賃金法では、「最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」としている。</p> <p>心の教室相談員、学校スタッフに支払っているものは謝礼であるものの、心の教室相談員は教育委員会が委嘱し、学校スタッフは学校長の指揮のもと活動し、いずれも1時間単価が定められていることから、最低賃金が適用される労働者である。</p> <p>最低賃金が適用される労働者にもかかわらず、最低賃金を下回る金額を支払っていたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>最低賃金が雇用形態や呼称に関係なくすべての労働者に適用されることを認識していなかったこと、また前例踏襲により関連法規等への意識が足りなかったことが原因である。</p>	
講じた措置の内容	<p>本件を初めとして、支払っている報酬の単価(時給)について点検するとともに、その他の事業についても、その趣旨や関連法規等の点検を行った。</p> <p>また令和4年度より、1事業複数担当制とし、相互に点検を行える体制をとっている。</p> <p>なお、本職は一日当たりの勤務時間及び週の勤務日が不定期的なため、職員課と協議のうえ会計年度職員に移行しなかったものであるが、支払い方法については、今後適正な支払い方法を検討していく。</p>	

定期(工事)監査指摘事項1

所管組織	都市基盤部 公園緑地課	団体名
指摘の内容	<p>死亡事故が発生していたにもかかわらず、工事成績評定が不適正だったもの</p> <p>中野区工事成績評定要綱(以下「要綱」という。)に基づき実施された公園ユニバーサルデザイン改修工事の工事主管課長による工事成績評定項目別評定表(以下「課長評定表」という。)における法令遵守等の評定のうち、「安全対策の不備等による事故、災害等が発生した」との評定の適応事例について、本工事では、桜山公園内のトイレ改修に伴う曳屋工事の施工中に死亡事故が発生していたにもかかわらず、改善命令書を交付することなく、減点も行っていなかった。</p> <p>要綱第7条第2項では、工事主管課長は、法令遵守等の項目について課長評定表により評定するとされ、課長評定表では、「適応事例の事実を監督員等が確認した場合、工事主管課長から改善命令書を交付した上で減点評価を行うこと」とされていた。</p> <p>死亡事故が発生していたにもかかわらず、工事主管課長から改善命令書を交付することなく、課長評定表における減点も行っていなかったことは、極めて不適正である。</p>	
原因・理由	<p>工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)の適応事例の事実を確認した場合は、工事主管課長から改善命令を交付することと定められているところであるが、監督員及び工事主管課長が判断基準を失念し「改善命令書」を交付しなかった。このため、項目別評定表(法令遵守等)の減点を行わずに評定してしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>課内で「監督基準解説」「工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)」について研修し、事故が発生した場合はただちに「改善命令書」交付手続きを行うことを確認した。また、事故以外の適応事例についても同様に確認を行った。</p> <p>工事成績評定を行う際はダブルチェックを行うこととし、事故等の法令遵守に関わる事象を確認した場合は、事故報告書・改善命令書の写しを添付し、課長評定表における減点が適正に行えるようにした。</p> <p>課内の年度当初打合せで、「監督基準解説」「中野区工事成績評定要綱」の周知確認を徹底していく。(毎年度)</p>	

定期(工事)監査指摘事項2

所管組織	都市基盤部 公園緑地課	団体名
指摘の内容	<p>工事成績評定に関する事務処理が不適正だったもの</p> <p>要綱に基づき実施された公園ユニバーサルデザイン改修工事の担当監督員による工事成績評定項目別評定表(以下「監督員評定表」という。)における基本的な技術力と成果の評価のうち、「建設業退職金共済制度の掛金収納書が、工事着手後1か月以内に監督員へ提出された」との評価対象項目について「不備」として減点が行われていた。本工事においては、令和2年11月20日に契約を締結し、建設業退職金共済制度加入届は、その約3か月後の2月19日に遅延の理由を記載した書類とともに提出されていたが、請負業者宛ての区からの指示書及び改善指示書は交付されていなかった。</p> <p>要綱第6条第1項では、監督員は、工事成績評定表及び監督員評定表により評定するとされており、監督員評定表の判断基準では、「概ね適正」の評価は、「遂行に問題がなかった」又は「遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された」とされ、「不備」の評価は、「遅れや誤り等不適切な事項があり、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い改善された」とされていた。</p> <p>監督員から指示書及び改善指示書を交付することなく、監督員評定表で「不備」として減点の評価としたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>工事請負契約締結後、1か月を経過しても建設業退職金共済制度加入届が未提出のため、監督員は口頭により指示を行っていた。口頭による指示等を行った後に書面により指示内容を確認することを失念し、工事成績評定表の評価の際に建退共加入届の提出が大幅に遅れたという事実により減点評価を行ってしまったことが原因である。</p>	
講じた措置の内容	<p>課内で「監督基準解説」「工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)」について研修し、工事の監督にあたって必要なときは時期を逃さず指示書を交付するなど適正に指示、指導を行うように周知確認した。また、工事成績評定を行う際、ダブルチェックを行うとともに不備の項目がある場合は、「改善指示書」の写しを添付することとした。</p> <p>課内の年度当初打合せで、「監督基準解説」「中野区工事成績評定要綱」の周知確認を徹底していく。(毎年度)</p>	

財政援助団体等監査指摘事項

所管組織	健康福祉部 福祉推進課	団体名
		社会福祉法人中野区社会福祉協議会
指摘の内容	<p>誤った決算報告により補助金額を確定していたもの</p> <p>「中野区社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する要綱」に基づく社会福祉法人中野区社会福祉協議会への補助金については、あらかじめ区が補助方針を定め、補助対象となる経費の詳細を協議会に通知していた。それによると、人件費については、給料や諸手当などを補助対象経費としていたが、事務局長の管理職手当は補助対象経費としていなかった。</p> <p>しかしながら、協議会から区に提出された決算報告においては、事務局長の管理職手当が誤って算入されていた。また、事務局長の期末手当の記載を誤り、実績を上回った額で報告していた。</p> <p>区では、これらの誤った内容を含んだ決算報告を受け、誤りに気付くことなく補助金額を確定した結果、補助金に過払が生じていた。</p> <p>協議会が誤った決算報告を提出したこと及び区がその精査を怠り補助金額を誤って確定したことにより、補助金に過払が生じたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>事務局長の管理職手当については、補助方針の中では補助対象経費に含めておらず、予算の積算時にも事務局長の管理職手当分は計上していないが、補助金決算報告の確認不足で誤って補助金額の確定をしてしまった。</p> <p>事務局長の期末手当については、社会福祉協議会の補助金決算報告に基づいて支払ったものだが、決算報告書の提出を受けた際、十分な検算をすれば、今回のような金額の誤りに気づくことが可能であり、慎重さに欠けていた。</p>	
講じた措置の内容	<p>補助金決算報告書の再提出を求め、2月10日付で事務局長の管理職手当・期末手当ともに訂正された決算報告書を収受した。収受した決算報告書について、担当者と係長が二重に、補助方針との適合の確認や十分な検算、決算報告書の元となっている賃金台帳との整合性の点検を行った。その後3月9日付で補助金額の再確定をするとともに、再確定額を超過して支払っている金額については返還を求め、3月22日に返還されていることを確認した。</p> <p>今後は決算報告時、2名以上の体制で、補助方針との適合の確認や十分な検算、決算報告書の元となっている賃金台帳との整合性の点検を行い、補助金額を確定する。</p>	